

政治家は贈らない!

有権者は求めない!



寄附はNO!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
 時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
 また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/t01/>

埼玉県選挙管理委員会

検索